

令和6年度追加募集用(12月分)



さやましきいじゅうたく
狭山市市営住宅
にゅうきょうとうろくしゃぼしゅうあんない
入居登録者募集案内

～申込期間～

令和6年12月2日(月)から

12月6日(金)まで

受付時間 9~16時まで(12~13時を除く)



申込方法は、
市役所 市街地整備課
窓口のみとなります。

問い合わせ 狹山市役所2階 市街地整備課 市営住宅担当
電 話 04-2953-1111 (内線 2234・2235)
メーリアトレス s-seibi@city.sayama.saitama.jp

目 次

	ページ
1 申込み方法等	1
2 申込みから入居まで	2
3 申込み資格	3
4 申込みに必要な書類	6
5 入居にあたって	9
6 登録の無効	10
7 登録の有効期限	10

«申込みに必要な書類»

退職証明書	11
離婚申立書	11
在職証明書	13
給与支払証明書	15
事業所得等収支明細書	17
内縁関係申立書	19
婚約申立書	19
賃貸証明書	21
生活状況申立書(単身者用)	23
市営住宅入居申込書(記入例)	25
よくある質問	27

«別添資料»

- ・市営住宅入居申込書
- ・令和6年度柏原団地内シルバーハウジング用
- ・入居登録者募集市営住宅一覧表(令和6年度)
- ・市営住宅位置図

申込みにあたっての注意事項

- ① この募集案内をよくお読みになってから申込書に記入してください。
- ② 住宅に困窮していない方の申込みはできません。
- ③ 申込みの際は必要書類をそろえてお越しください。
- ④ 申込書には必ず連絡先を明記してください。
- ⑤ 提出書類は、お返ししません。
- ⑥ 申込み後、書類の不備等ある場合は再度来庁していただくことがあります。
- ⑦ この募集案内は、大切に保管してください。

1 申込み方法等

令和6年12月2日（月）から12月6日（金）までの期間内に必要書類を窓口にてご提出ください。

上記期間内、9：00～16：00までの間に市役所2階にある市街地整備課窓口にご提出ください。

※12:00～13:00は除く

申込者全員が提出する書類

	書類の種類	チェック欄
①	市営住宅入居申込書	<input type="checkbox"/>
②	住民票	<input type="checkbox"/>
③	令和6年度（令和5年分所得） 課税証明書又は非課税証明書	<input type="checkbox"/>
④	賃貸契約書の写し	<input type="checkbox"/>

※その他に必要となる書類は、申込者によって異なります。詳しくは6ページ以降をご確認ください。

2 申込みから入居まで

(1) 申込み

申込者全員が提出する書類Ⓐ（P 6）、該当者が提出する書類Ⓑ,Ⓒ,Ⓓ（P 7, 8）を12/2～12/6の受付期間中に市街地整備課窓口まで提出してください。

(2) 審 査

入居の資格について審査します。

(3) 登 録

希望団地ごとに申込者の登録順位を決定し、令和7年1月下旬に郵送にて通知します。
登録期間中に転居等、申込み内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

(4) 入居決定通知

登録順位に従い、入居の斡旋を行います。
入居可能日の約1ヶ月前に連絡し、入居する意思を再確認します。

(5) 入居手続き※

（4）の通知のあった日から10日以内に手続きをしてください。
なお、期間内に手続きをしないと入居資格がなくなります。

(6) 入 居

（4）の通知の入居指定日から14日以内に入居してください。なお、期間内に手続きをしないと入居資格がなくなります。

※原則、入居の手続き時、連帯保証人が1名必要です。
(詳細は28ページのよくある質問を参照してください。)
また、敷金（家賃の3ヶ月分）を納入していただきます。

3 申込み資格

申込みできる方は、次の(1)収入基準を満たし(2)共通要件①から⑤(外国人の方は⑥も含む)までの全ての要件を備えていることが条件です。

また、単身者の場合は同条件に加え、(3)単身要件を満たす必要があります。

(1) 収入基準

(入居しようとする世帯全員の年間総所得－控除額) ÷ 12が、次の基準の範囲内にあること

- ・ 158,000円以下(一般世帯)
- ・ 214,000円以下(裁量世帯)

※詳しい計算方法や控除額等については、市ホームページにて公開しています。

裁量世帯(収入基準の緩和がある世帯)

下記のいずれかに該当する方がいる世帯は、収入月額が「214,000円以下」に緩和されます。

- ア 1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている方。
- イ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。
- ウ A(最重度)、A(重度)又はB(中度)の療育手帳の交付を受けている知的障害者の方。
- エ 単身住戸に申込む60歳以上の方。
- オ 60歳以上の方で、かつ同居者が60歳以上又は18歳未満の方。
- カ 戦傷病者手帳の交付を受けている方。(障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であること。)
- キ 被爆者の方。
- ク 本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない引揚者である方。
- ケ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方。
- コ 小学校就学前の児童(平成30年4月2日以降に生まれた児童)。

(参考) 給与収入が1人の場合の収入基準早見表(総収入によるもの)

区分	現に同居し又は同居しようとする親族及び別居の扶養親族数				
	0人	1人	2人	3人	4人
一般世帯 158,000円以下	2,967,999 以下	3,511,999 以下	3,995,999 以下	4,471,999 以下	4,947,999 以下
裁量世帯 214,000円以下	3,887,999 以下	4,363,999 以下	4,835,999 以下	5,311,999 以下	5,787,999 以下

(単位:円)

※裁量世帯の単身で年金収入のみの方は、年間収入3,924,000円以下が基準になります。

※早見表より収入が多い方でも、控除が適用され、基準を満たす可能性があります。

(2) 共通要件

① 現に住宅に困窮していることが明らかな方

原則として、次の方は「住宅に困窮」しているとは認められません。

- ・住宅・宅地を所有している方（共有名義も含む）
- ・公営住宅に居住している方（世帯分離による申込みを除く）

※ただし、身体の障害により、現在居住している住宅内で住み替えが不可能なときは申込みができる場合があります。

② 令和6年12月1日以前より、狭山市に居住し住所がある方、

又は、市外居住者で、令和6年12月1日以前より市内に勤務場所のある方

③ 在住している市町村での税金（市民税、国民健康保険税、固定資産税等）を納期までに完納している方

※生活保護受給者等を除く。

※申込み受付後に、関係課へ納税状況を照会します。

④ 現に居住し、又は同居しようとする親族があること（内縁関係者・婚約者を含む）

※親がありながら兄弟・姉妹だけなど不自然な家族構成の方は申込みできません。

※単身者の場合は次ページの単身要件を満たすこと。

⑤ 申込者及び同居（しようとする）親族が暴力団員でないこと

⑥ 外国人の方は、永住者及びその配偶者又は子、特別永住者、日本人の配偶者又は子、及び定住者のいずれかの在留資格者であること

※被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条に規定する被災者の方は、避難元の市町村が発行する居住実績証明書が必要となります。

※子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は、避難元の市町村の発行する居住実績証明書が必要となります。

(3) 単身要件

単身者は**(1) 収入基準**、**(2) 共通要件**の①②③⑤（外国人の方は⑥も含む）のほか、次のいずれかに該当する方。

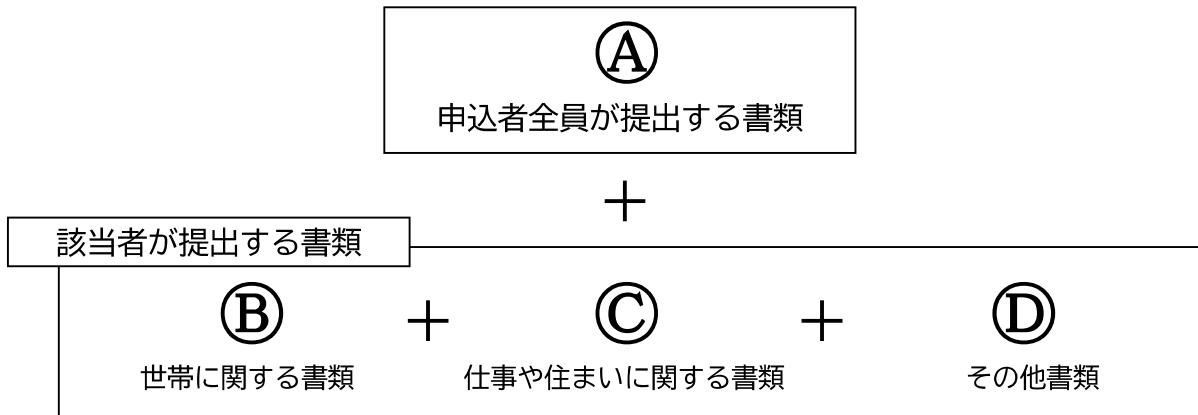
（ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護が必要で、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方を除く。）

- ① 60歳以上の方。
- ② 1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている方。
1級から3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。
A(最重度)、A(重度)、B(中度) 又はC(軽度) の療育手帳の交付を受けている
知的障害者の方
(単独で自立した生活ができない方は除く。)
- ③ 生活保護受給中（若年者の一時的保護を除く）又は特定中国残留邦人等のうち支援給付受給中である方。
- ④ 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方。
- ⑤ 厚生労働大臣による認定を受けている被爆者である方。
- ⑥ 本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない引揚者である方。
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である方。
- ⑧ 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する配偶者等からの暴力被害者で、次のいずれかに該当する方。
 - ・保護施設等での保護が終了した日から5年を経過していない
 - ・裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない

4 申込みに必要な書類

【注意事項】

- ・提出書類は返却しません。必要な書類はコピーをして提出をお願いします。
- ・各証明書の発行にあたって不明なことがある場合は、発行先にお問い合わせください。
- ・書類が不足している場合は、連絡をします。
- ・審査時に、追加書類の提出を求める場合があります。



(1) 申込者全員が提出する書類

(A)

	書類の種類	備考（書類名等）	主な発行先等	
①	市営住宅入居申込書	—	用紙は別添	
②	住民票	世帯全員で、続柄・本籍の記載 があるもの コピー不可	狭山市の場合	他市の場合
			市役所 1 階市民課（証明発行窓口） 又は市内各地区センター※	住民登録をしている各市区町村窓口
③	令和6年度（令和5年分所得）課税証明書又は非課税証明書 <u>（6月1日以降に発行されたもの）</u>	<u>申込み世帯全員分</u> (「中学生以下」及び「昨年度中学生で現在収入のない方は除く） コピー不可	令和6年1月1日時点で住民登録をしている各市区町村窓口	
④	賃貸契約書の写し	契約期間、家賃、賃借者名及び同居人が明記されているもの 注1) 家族の持ち家から転居等する場合は不要。 注2) 契約が切れている場合は、更新するか、家主さんより賃貸証明書をもらう。（用紙は21ページ）	—	

※マイナンバーカード（個人番号カード）を使って、全国のコンビニ等で、住民票の写し、課税・非課税証明書を取得できます。詳しくは市民課へお問い合わせください。

(2) 該当する方のみが提出する書類

(B)

内 容	必要な書類	主な発行先等
① 夫婦のみ、夫婦と子供、夫婦と両親から成る世帯の方は、必要な書類はありません。		
② 単身者	<ul style="list-style-type: none"> ・生活状況申立書 ・戸籍謄本 又は、 ・離婚申立書（離婚協議中又は離婚調停中の場合のみ） <p>注1) 配偶者の有無が確認できるもの。 注2) 単身となった理由及び日付を確認するため、改製原戸籍を提出していただく場合があります。</p>	用紙は23ページ 戸籍謄本：狭山市に本籍がある場合は、市役所1階市民課（証明発行窓口）又は市内各地区センター※ 離婚申立書の用紙は11ページ
③ 母子（父子）世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本 又は、 ・離婚申立書（離婚協議中又は離婚調停中の場合のみ） <p>注1) 親子別戸籍の場合は、双方のものを提出。 注2) 母子（父子）世帯となった理由及び日付を確認するため、改製原戸籍や児童扶養手当証書（写し）を提出していただく場合があります。</p>	戸籍謄本：狭山市に本籍がある場合は、市役所1階市民課（証明発行窓口）又は市内各地区センター※ 離婚申立書の用紙は11ページ
④ 現在婚約中の方	<ul style="list-style-type: none"> ・婚約申立書（現在婚約中の方は、入居可能日までに婚姻し、同時に入居できることが条件）及び、 ・入居可能日までに婚姻したことが確認できる書類（戸籍謄本、住民票のいずれか） 	用紙は19ページ
⑤ 内縁関係に該当する方	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの戸籍謄本 	狭山市に本籍がある場合は、市役所1階市民課（証明発行窓口）又は市内各地区センター※
	内縁関係申立書	用紙は19ページ
⑥ DV被害者世帯	<p>配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センター長の証明（入所の証明） ・母子生活支援施設の長の証明（入所の証明） ・裁判所が決定した保護決定書の写し ・公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書など 	—
⑦ 狹山市パートナーシップ宣誓証明を受けた方	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの戸籍謄本 	狭山市に本籍がある場合は、市役所1階市民課（証明発行窓口）又は市内各地区センター※
	<ul style="list-style-type: none"> ・宣誓証明書の写し 又は、 ・宣誓証明カードの写し 	狭山市男女共同参画センター

※本籍が狭山市以外の方でも狭山市役所もしくは入間川地区センターで取得可能。
詳細は市民課へお問い合わせください

(C)

	内容	必要な書類	主な発行先
①	令和6年中に狭山市に転入した方	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納なし証明書（各市区町村税の未納額がないことの証明書） <p>※分納中など滞っている市区町村税がある場合は、入居が認められません。</p> <p>※申し込み時点で中学生以下の方を除いて、入居される方全員分必要です。</p>	前住所の市区町村
②	市外居住者で市内に勤務場所のある方	<ul style="list-style-type: none"> ・在職証明書（勤務先の代表印等、押印されているもの） ・滞納なし証明書（各市区町村税の未納額がないことの証明書） <p>※分納中など滞っている市区町村税がある場合は、入居が認められません。</p> <p>※申し込み時点で中学生以下の方を除いて、入居される方全員分必要です。</p>	<p>在職証明書の用紙は 13 ページ</p> <p>住民登録をしている各市区町村窓口</p>
③	令和5年以降に現在の職場に就職した方	<ul style="list-style-type: none"> ・給与支払証明書 又は、 ・給与明細書の原本とその写し（写しとの照合後に原本は返却します。） <p>※勤務先の代表印等、押印されているもの</p>	給与支払証明書の用紙は 15 ページ
④	令和5年以降に自営業を開業した方	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署長に提出した開業届の控（※受領印のあるもの） ・事業所得等収支明細書 	<p>—</p> <p>用紙は 17 ページ</p>
⑤	令和5年以降に退職し、現在無職の方	・雇用保険受給証明書の写し（期間内のものに限る）又は、退職証明書	退職証明書の用紙は 11 ページ

(D)

①	令和5年以降に年金の受給を開始した方	<ul style="list-style-type: none"> ・年金証書の写し ・年金振込通知書の写し 	
②	平成24年7月9日以前より狭山市に居住している、日本国籍のない方	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード又は特別永住者証明書（カード）表裏の写し <p>注1) みなし期間により在留カード等の交付を受けていない方は外国人登録証明書（カード）表裏の写しを提出。</p> <p>注2) 世帯の中で、カードの交付を受けている方全員分が必要。</p>	—
③	生活保護を受給している方	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給証明書 <p>※受給されている方は、必ず生活福祉課と事前に相談してから、申し込みをしてください。</p>	市役所1階 生活福祉課
④	特定中国残留邦人等のうち支援給付を受給している方	・支援給付受給証明書	
⑤	障害等のある方	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し <p>注) 手帳を申請中の方は、申請書の写しを提出。</p>	—

5 入居にあたって

(1) 住宅について

- ・市営住宅は、住宅に困っている一定基準以下の所得の方に、低廉な家賃で賃貸する住宅です。市営住宅へ入居を希望される方は、「登録制度」により、入居することとなります。この「登録制度」とは、希望の団地ごとに市が登録順位を決め、入居可能な空室が発生したときにこの順位に従って入居できる制度です。
- ・部屋の修繕は必要最小限です。市営住宅はご入居いただく前に、修繕等を実施しておりますが、床、壁、天井等、室内にキズや色染みなどが残っている場合があります。住宅の使用に支障のないものについてはそのままご使用いただきますので、ご理解、ご承知の上、お申込み・ご入居いただきますようお願いします。
- ・一部を除き、入居者用駐車場はありませんので、ご自分で確保してください。
- ・市営住宅では犬、猫、鳥類その他の動物の飼育（一時預かりを含む）や著しい騒音を出すなど、他の入居者への迷惑行為を禁止しています。
- ・市営住宅の電気容量は最高で30アンペアです。（鵜ノ木団地は、一部40アンペア）
- ・柏団地、狭山台さくら野団地、諏訪団地、鵜ノ木団地は都市ガス、他の団地はプロパンガスです。

(2) 入居が決定したら

- ・原則として連帯保証人1名が必要です。（詳細は28ページの「よくある質問」を参照してください。）
連帯保証人の「印鑑証明書」及び「課税・非課税証明書」を提出していただきます。
(入居者より所得が低い方など、連帯保証人として認められない場合があります。)
- ・敷金（家賃の3ヶ月分）を納入していただきます。
- ・家賃は原則として、口座振替により納入していただきます。

(3) 入居後について

- ・団地の公用施設等の維持管理費（共益費）は入居者の負担です。入居の際、管理人におたずねください。（参考 月500～3,500円程度）
- ・市営住宅は、住民の皆さん協力のもとで成り立っています。管理人や班長等も、入居者の方に交代で行っていただきます。
- ・入居後、毎年収入申告書を提出していただき、その結果に基づき家賃を決定します。
- ・入居後5年が経過し、収入が増加し「高額所得者」と認定されたときは、住宅を明渡していただきます。
- ・家賃の納期限は毎月末日です。家賃を滞納すると延滞金がかかるばかりか、住宅を明渡さなければなりません。
- ・他の入居者に迷惑を及ぼす行為をした場合は、条例等の規定により市営住宅を明渡していただきます。
- ・市営住宅は共同住宅です。「共同生活のルール」を守ってください。
- ・退去時は畠の表替、ふすまの張替他、入居者負担による修繕等が必要となります。

6 登録の無効

次に該当する場合、空室待ちが無効になります。

- ・申込み内容が虚偽であることが明らかになったとき。
- ・申込みの際、指示された書類を期日までに提出しなかったとき。
- ・申込み内容が変更となったとき。（変更があった場合、必ずお知らせください。）
- ・申込者又は同居者が暴力団員であることが明らかになったとき。

7 登録の有効期限

登録の有効期間は令和7年5月31日までです。この間に入居できなかった方は改めて申し込みとなります。

なお、現在、空室の状況であっても改修工事の都合などにより、入居ができない場合があります。また、入居は早い方でも令和7年3月1日以降になります。

※入居を希望する団地を「市営住宅入居申込書」の「入居希望団地」の欄に記入していただきます。申込書を受付した後に変更することはできませんので、記入にあたっては、よくご検討ください。

退職証明書

(C)
⑤

住所 _____

氏名 _____

上記の者は、 年 月 日付けで
退職したことを証明します。

令和 年 月 日

証明者 住 所 _____

電 話 _____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

(宛 先) 狹山市長

キリトリ線

キリトリ線

離婚申立書

(B)
②,③

私は現在、配偶者の _____ と（離婚協議中・離婚調停中）

であることを申し立てます。

令和 年 月 日

申立者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(宛 先) 狹山市長

(このページは空白です。)

在職証明書

©
②

住所
氏名

上記の者は、 年 月 日より当社に
在職していることを証明します。

勤務地住所 :
令和 年 月 日
住 所
名 称
代表者名 印
電話番号

(宛先) 狹山市長

キリトリ線

キ
リ
ト
リ
線

(このページは空白です。)

※これは、令和5年以降に現在の職場に就職した方が提出していただくものです。

給与支払証明書

©

(3)

氏名	採用年月日	年月日	職種	扶養親族	人
----	-------	-----	----	------	---

年月	基本給	賞与	時間外勤務手当	その他の手当	月計
年月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

キ
リ
ト
リ
線

令和 年 月 日

給与支払者 所在地

電話

名称及び
代表者名

印

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

◇記載上の注意事項 (給与支払者様へ)

- ① 給与の支払われた直近の月から1年間さかのぼって記入してください。
(勤務が一年に満たない場合は該当月のみ、前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。)
- ② 記載事項は給与の原簿からペン又はボールペンで正確に記入してください。
- ③ 訂正個所には必ず訂正印を押してください。
- ④ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

(このページは空白です。)

事業所得等収支明細書

1. 氏名	① 電話番号	2. 業種名	令和 年 月 日
住所		事業所名	電話番号
3. 事業開始年月日	年 月 日	所在地	
4. 事業期間	年 月 日～年 月 日		

5. 月別収支内訳

区分	月別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
収入の部	計												
	計												
支出の部	計												
	計												
差	引												

※ この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。
 ※ さかのぼって1年間記入してください。(1年に満たない場合は事業の開始月まで)

(C)

(このページは空白です。)

内縁関係申立書

(B)

私達は、 年 月頃から内縁関係にあることを申し立てます。

(5)

令和 年 月 日

申立者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(宛 先) 狹山市長

キ
リ
ト
リ
線

----- キ リ ト リ 線 -----

婚約申立書

(B)

(4)

私達は、 年 月に婚約していることを申し立てます。

令和 年 月 日

申立者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(宛 先) 狹山市長

(注) 入居可能日までに婚姻し、同時に入居できることが条件になります。

(このページは空白です。)

賃貸証明書

(A)
④

(賃借人) 住所 _____

氏名 _____

(賃貸物件)

物件所在地 _____

物件名 _____

(契約内容)

契約期間 年 月 日～ 年 月 日

家賃 _____

同居者氏名 _____ ,

_____ , _____ ,

上記の賃借人に、上記の契約内容、及び物件を賃貸していることを証明します。

令和 年 月 日

証明者（賃貸人） 住 所 _____

電 話 _____

氏 名 _____ (印)

(このページは空白です。)

(B)
②

生活状況申立書(単身者用)

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日生(____歳) 男・女

住所 _____

1 あなたは単身で日常生活を営むうえで何らかの介護を必要としますか。

必要とする 必要としない

「必要とする」とお答えになった方は、次の事項についてお答えください。

「必要としない」とお答えになった方は、5へお進みください。

2 現在のあなたの住まい等の状況についておたずねします。

あなたの現在のお住まいは

(1) 住宅

①住んでいる住宅の階層は

1階 2階 (エレベーター:有・無) 3階以上 (エレベーター:有・無)

②同居している人は

いる いない

(2) 施設・病院等(施設等の名称)

)

①施設の種類

特別養護老人ホーム 障害者療護施設 医療機関 その他

②施設等から市営住宅への移転希望する理由

{ } (3) その他 ()

3 現在の心身の状況等について

(1) 介護保険法による市町村の認定

受けている ([要支援 1 2][要介護 1 2 3 4 5])
受けていない

(2) 日常生活において何か福祉用具を使用していますか

使用している 福祉用具の種別 ()
使用していない

(3) 現在かかっている疾病等があれば記入してください。

{ }

4 あなたの現在の日常生活の基本的な動作の状況についてあてはまるものに○を記入してください。

項目	現在の日常生活の基本的な動作の状況			介護が必要と答えた動作に関する現在の介護の内容		介護が必要と答えた動作に関する入居申込みをした市営住宅において受ける予定の介護の内容	
	動作の全部が自分で可能	動作の一部に介護が必要	動作の全部に介護が必要	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介護(注)	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介護(注)
①歩 行							
②食 事							
③入 浴							
④排 せ つ							
⑤着 脱 衣							
⑥炊事洗濯掃除等の日常家事							

(注) 介護保険によらない、市町村、ボランティア団体、親族等による介護をいう。

(1) 現在受けている介護があれば具体的に(内容・頻度、実施団体名等)ご記入ください。

[]

(2) 入居申込みをした市営住宅において受けることを予定している介護があれば具体的に(内容・頻度、実施団体名等)ご記入ください。

[]

5 生活の相談ができる親族(2名)の住所、氏名、年齢、電話番号、続柄を記入してください。

氏名	住 所	年齢	電話番号	続柄

以上の申立てのとおり相違ありません。

また、市営住宅の事業主体が単身入居の入居資格の認定を行うに際し、福祉部局等に意見を求める必要がある場合において、本申立書及び面接等の調査で知った事項について福祉部局等に情報提供することに同意します。

令和 年 月 日
(宛先) 狹山市長

氏名

市営住宅入居申込書

記入例

(宛先) 狹山市長

入居しようとする全員の資産状況及び市税の納税状況等について、関係部署に照会されることに同意し、別記（裏面）記載事項を承諾のうえ、関係書類を添付して市営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。

連絡先は必ず、明記してください。

1 申込者

申込年月日		令和 年 月 日	受付 NO.	
ふりがな 氏名	さやま たろう 狹山 太郎			
連絡先	04-2953-1111 (自宅・携帯・会社・その他)	つながりやすい 時間帯・曜日 等	13~17時 月・水	
住所	狭山市入間川1-23-5 茶の花アパート3号			
勤務先	彩の国商事(株) 埼玉支社			
所在	さいたま市狹山区入間1-1-1	電話番号	042-953-1111 内線 777	

2 入居しようとする親族

続柄	ふりがな 氏名	生年月日	年齢	性別	職業 (学校・学年)	備考
本人	さやま たろう 狹山 太郎	S54.6.15	45	男 女	会社員	
妻	はなこ 花子	S55.12.26	43	男 女	なし	
子	ちやこ 茶子	H20.4.15	16	男 女	学生	
				男 女		

3 別居の扶養親族

続柄	ふりがな 氏名	生年月日	年齢	性別	職業 (学校・学年)	年間総収入額	連絡先及び 電話番号
				男 女			

4 住宅等の状況

① 賃貸住宅 2 社宅 3 間借り 4 その他 () 家賃 <u>85,000</u> 円 間取り <u>3DK</u>	住宅困窮等の状況 家主よりアパートの取り壊しのため、立ち退きを求められており借家を探していますが、現在の収入で支払可能な住宅が見つからないため困っています。		
	入居希望団地	住戸の希望 ()	第1希望 上ノ原団地 第2希望 笹井団地

備考

- 年齢は、12月6日現在の満年齢を記載してください。
- 「住戸の希望」欄には、高齢者、障害者等が1階の居室、エレベーター有り、車いす対応住宅を希望する場合のみ記載してください。

別記

- (1) この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は入居申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、入居の承認を受けられなくとも異議ないことを誓約します。
- また、入居の決定を受けた後に、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。
- 暴力団員であるか否かの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。
- (2) 市営住宅入居後、犬や猫等の動物を飼育しないことを誓約します。なお、飼育したときは、狭山市市営住宅条例第42条第1項第5号に基づく明渡し請求に応じ、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。
- (3) 申込みに必要な書類を期日までに提出出来ない場合は、登録が無効となることについて異議申し立てをしません。
- (4) 入居前に行われる部屋の修繕は必要最小限であること、及び、床、壁、天井等、室内にキズや色染みなどが残っている場合があることについて承知の上、申し込みます。

よくある質問

市営住宅入居登録者募集について、質問の多い内容を掲載しました。
こちらをお読みいただき、ご不明な点はお問い合わせください。

Q1 離婚予定で、母子世帯若しくは単身者世帯として申込みをしたいが、可能ですか。

【募集案内7ページ】

A 1 現在離婚協議中若しくは離婚調停中であり、入居前に離婚が成立する見込みがある場合は母子世帯若しくは単身者世帯として申込みが可能です（単身要件を満たすことが条件）。
申込み時に、「離婚申立書」（用紙は募集案内11ページ）を提出していただきます。
申込みは仮受付となり、順位は最後となります。なお、空き住戸をご案内する際、離婚し母子世帯若しくは単身者世帯となっていることが入居の条件となります。よって、空き住戸をご案内する際、離婚が不成立の場合は、入居ができず順位が最後となります。
離婚の成立後は戸籍謄本等、離婚を証明する書類を市街地整備課までご提出していただき、その後、順位に応じて入居のご案内をさせていただきます。

Q2 土地（又は家屋）を所有しているが、競売又は売却をすることになっているため、申込みをしたいが可能ですか。【募集案内4ページ】

A 2 現在所有している土地（又は家屋）を競売中又は売却中であり、入居前に土地（又は家屋）を所有していない見込みがある場合は、申込みが可能です。
申込み時に、競売又は売却を証明する書類を提出していただきます。
売却の場合のみ、申込みは仮受付となり、順位は最後となります。なお、空き住戸をご案内する際、土地（又は家屋）を所有していないことが入居の条件となります。よって、空き住戸をご案内する際、土地（又は家屋）を所有している場合は、入居ができず順位が最後となります。
また、土地（又は家屋）の競売又は売却後、「登記事項証明書」等土地（又は家屋）の所有がないことを証明する書類を提出していただくこととなります。

Q3 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているため、単身で申込みをしたいが、申込みが可能な等級は何級からですか。【募集案内5ページ】

A 3 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方であれば単身の申込み要件を満たしますので、申込可能ですが、単独で自立した生活ができる方に限ります。
該当する方は別途ご相談ください。

Q4 間取り別の申込み可能な人数を教えてください。

A4 以下のとおりです。

間取り	申込み可能人数
1DK	1人
2K	1人又は2人
2UDK	1人以上
2DK	2人以上
3DK	2人以上

Q5 最短で入居できるのはいつですか。

A5 入居登録希望者の中で一番早く入居できる世帯は、令和7年3月1日を入居日として予定しています。それ以降につきましては空住戸を改修し次第のご案内となります。

Q6 入居の際、連帯保証人1名を揃えられませんが、入居は可能でしょうか。

【募集案内2、9ページ】

A6 連帯保証人につきましては、原則1名（3親等以内の親族等条件があります。）をお願いしています。

なお、保証会社を利用することも可能ですが、この場合には緊急時の対応のため、親族の方の連絡先を提出していただきます。

Q7 住戸内を見ることはできますか。

A7 入居予定の部屋が決定しましたら、住戸内をご覧いただけます。

なお、改修工事の進捗状況によっては、入居可能日直前に内見可能になることもありますので、予めご了承ください。

市のホームページでも各団地の参考間取り図をご覧いただけます。

Q8 県営住宅と市営住宅を同時に申込むことは可能ですか。

A8 可能です。なお、県営住宅の募集は年に4回（1・4・7・10月）ございます。

Q9 現在婚約中なのですが、申込むことは可能ですか。【募集案内7ページ】

A9 現在婚約中であり、入居前に婚姻の届け出をする場合、申込が可能です。

申込み時に、「婚約申立書」（用紙は募集案内19ページ）を提出していただきます。

申込みは仮受付となり、順位は最後となります。（世帯構成日である「婚姻した日」が不明な為）

なお、空き住戸をご案内するまでに、戸籍謄本、住民票のいずれかを提出し、市が指定した入居可能日までに婚姻したことが確認できることが入居の条件となり、空き住戸をご案内する際、婚姻が不成立の場合は入居ができず順位が最後となります。

市営住宅入居申込書

(宛先) 狹山市長

入居しようとする全員の資産状況及び市税の納税状況等について、関係部署に照会されることに同意し、別記（裏面）記載事項を承諾のうえ、関係書類を添付して市営住宅に入居したいので、次のとおり申込みます。

1 申込者

申込年月日		令和 年 月 日	受付 NO.	
ふりがな 氏名				
連絡先 (自宅・携帯・会社・その他)		つながりやすい 時間帯・曜日等		
住所				
勤務先	名称			
	所在地	電話番号		

2 入居しようとする親族

続柄	ふりがな 氏名	生年月日	年齢	性別	職業 (学校・学年)	備考
本人				男 女 その他		
				男 女 その他		
				男 女 その他		
				男 女 その他		

3 別居の扶養親族

続柄	ふりがな 氏名	生年月日	年齢	性別	職業 (学校・学年)	年間総収入額	連絡先及び 電話番号
				男 女 その他			

4 住宅等の状況

1 賃貸住宅 2 社宅 3 間借り 4 その他 ()	住宅困窮等の状況		
家賃 _____ 円 間取り _____	入居希望団地 住戸の希望 () 第1希望 第2希望		

備考

- 年齢は、12月6日現在の満年齢を記載してください。
- 「住戸の希望」欄には、高齢者、障害者等が1階の居室、エレベーター有り、車いす対応住宅を希望する場合のみ記載してください。

別記

- (1) この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は入居申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、入居の承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。
- また、入居の決定を受けた後に、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。
- 暴力団員であるか否かの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。
- (2) 市営住宅入居後、犬や猫等の動物を飼育しないことを誓約します。なお、飼育したときは、狭山市市営住宅条例第42条第1項第5号に基づく明渡し請求に応じ、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。
- (3) 申込みに必要な書類を期日までに提出出来ない場合は、登録が無効となることについて異議申し立てをしません。
- (4) 入居前に行われる部屋の修繕は必要最小限であること、及び、床、壁、天井等、室内にキズや色染みなどが残っている場合があることについて承知の上、申し込みます。

令和6年度柏原団地内シルバーハウジング用

市営住宅柏原団地内

高齢者・車いす使用身体障害者向け 世話付住宅入居登録者募集案内

市営住宅入居登録者募集案内と併せてご覧ください。

※シルバーハウジング（世話付住宅）事業は、見直しの対象となっていますので、今後取り扱いが変更となる可能性があります。

この住宅は世話付住宅へ入居された高齢者や身体障害者に生活援助員を派遣し、入居者に対して生活相談や緊急通報システム等による安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することによって、入居者が自立して安心かつ快適な生活を営むことができるようその在宅生活を支援することを目的としています。

通常の市営住宅としての入居要件に加え、生活援助員の派遣を受けるための要件が必要です。

(1) 柏原団地内シルバーハウジング対応住戸一覧

柏原団地のうち、次の住宅が対象となります。

対象世帯	間取り (住宅戸数)	家賃 (予定)	入居要件
単身者	1DK (8戸)	18,200円～ 35,800円	自炊が可能な程度の健康状態の方で、独立して生活するには不安があると認められる65歳以上の方
夫婦等世帯	2DK (6戸)	23,800円～ 46,800円	上記に該当する方と同居する60歳以上の配偶者のみからなる世帯又は65歳以上の親族のみの世帯
車いす使用 身体障害者 単身者	1DK (1戸)	20,600円～ 40,400円	1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方等で日常生活を営む上で、移動に車いすを使用される方
車いす使用 身体障害者 世帯	2DK (1戸)	27,100円～ 53,200円	上記に該当する障害者とその配偶者のみからなる世帯、又は当該障害者と65歳以上若しくは18歳未満の方、若しくは障害者のみからなる世帯

※家賃は入居者の収入等に応じて毎年変動します。

裏面も必ずご覧ください。

(2) 費用負担

この住宅に入居された方は、家賃や共益費のほかに次の費用を負担していました。

①生活援助員派遣事業に要する費用

1ヶ月 1世帯当たり 0～4,900円

各世帯の収入に応じて変動します。

②緊急通報システムに要する費用

システムの動作に関する電気料がかかります。

(3) 応募方法

「市営住宅入居登録者募集案内」をよくお読みになり、所定の期間に案内書に付いている申込書にて登録してください。登録者は空室が発生した時点で別途面接審査を受けていただきます。(身体等の状況により入居できない場合があります。)

◇注意事項

当市営住宅はあくまでも賃貸住宅であり、老人ホーム等ではありませんので、配食サービスや介護サービスはありません。各種福祉サービスの利用を希望する方は別途、手続きが必要となります。

また、あらかじめ定められたサービス以外の生活援助員のサービス提供はできません。この住宅は世話付住宅のため、対象となる入居者が死亡、施設入所、長期入院等の場合は、住宅を退去していただくことになります。

問い合わせ 電 話 番 号 04-2953-1111

メールアドレス s-seibi@city.sayama.saitama.jp

住宅の応募については……

市街地整備課 市営住宅担当 内線 2234.2235

生活援助員派遣事業については……

高齢者支援課 高齢者支援担当 内線 1571.1572

入居登録者募集市営住宅一覧表（令和6年度）

令和6年9月末現在

○改修可能な住戸ができ次第、順次改修し入居のご案内をします。

建設 年度	団地名	所在地		構造	間取り	家賃 (予定)	単 身 者	エ レ ベ タ ー	駐 車 場	車 椅子	小学校	中学校
		狹山市駅からの主な交通手段と所要時間										
S49	中平野	入間川1465-2	中耐5階建 東口バス7分并戸窓下車徒歩3分	2DK (3DK)	17,300円 ~33,100円	×	×	×	×	富士見	狭山台	
S56	東霞野	入間川2-31-28	中耐3階建 西口徒歩12分	3DK他	21,100円 ~41,600円	×	×	×	○	入間川東	中央	
S55	霞野	入間川2-32-6	中耐3階建 西口徒歩9分	3DK	20,700円 ~40,700円	×	×	×	×	入間川東	入間川	
H5	諏訪	入間川4-4-8	中耐5階建	1DK	14,500円 ~28,700円	○	×	○	×	—	—	
		西口バス8分下諏訪下車徒歩5分		3DK	27,700円 ~57,100円	×	×	1	○	入間川	入間川	
H26 H28	鶴ノ木	鶴ノ木28-1	中耐5階建	1DK	15,300円 ~43,400円	○	○		○	入間川	入間川	
		西口バス12分鶴ノ木下車徒歩10分		2K	17,200円 ~34,100円	○	○		×			
				2DK	21,900円 ~52,600円	×	○		○			
				3DK	26,600円 ~52,600円	×	○		×			
S47	東鶴ノ木	鶴ノ木4-44	中耐4階建	1UDK (2UDK)	13,800円 ~27,300円	○	×	×	×	入間川	入間川	
		西口バス10分さやま地域ケアクリニック下車 徒歩3分										
S48	鶴ノ木台	鶴ノ木7-10	中耐4階建	1UDK (2UDK)	15,100円 ~29,300円	○	×	×	×	入間川	入間川	
		西口バス12分鶴ノ木下車徒歩3分										
S51 ～ S52	上ノ原	上広瀬1345-1	中耐5階建	2DK (3DK)	18,200円 ~31,600円	○	×	○	*	水富	西	
		西口バス15分下広瀬下車徒歩8分										
S45	広瀬	広瀬3-3-7他	中耐4階建	2UDK	11,100円 ~21,000円	○	×	×	×	水富	西	
		西口バス10分広瀬消防署前下車徒歩3分										
S46	水富	広瀬2-29-1他	中耐4階建	2UDK	12,600円 ~22,300円	○	×	×	×	水富	西	
		西口バス13分下広瀬下車徒歩2分										
S53	笹井	笹井1-9-1他	中耐4・5階建	3DK	19,600円 ~38,900円	○	×	○	×	笹井	西	
		西口バス17分笹井団地入口下車徒歩2分										
S63 ～ H2	柏	柏原99-2他	中耐3・4階建	3DK他	24,400円 ~56,100円	×	高層 有	○	○	柏原	柏原	
		高耐6階建										
		西口バス15分奥州道下車徒歩1分										
S62	上河内	柏原2778-4	中耐3階建	3DK他	21,400円 ~44,900円	×	×	○	*	柏原	柏原	
		西口バス13分土橋下車徒歩5分										
S50	南柏	柏原2877-1	中耐4・5階建	2DK (3DK)	17,100円 ~30,400円	×	×	×	×	柏原	柏原	
		西口バス12分新富士見橋下車徒歩7分										
H12	柏原	柏原629-15	中耐 4階建	2DK	23,300円 ~48,500円	×	○	○	×	柏原	柏原	
		一般										
		西口バス18分柏原下車 徒歩2分		3DK	28,800円 ~56,700円	×	○	○	×			
		援助員付住戸 (シルバー ハウジング)		1DK	18,200円 ~40,400円	○	○	○	○	—	—	
				2DK	23,800円 ~53,200円	×	○	○	○			
H4	狭山台 さくら野	狭山台1-29-1	高耐10階建	3DK他	24,500円 ~58,500円	×	○	○	○	狭山台	狭山台	
		東口バス10分狭山台団地下車徒歩5分										

◇注意事項

- * 1 障害者用駐車場のみ設置されています。(空き状況については、ご確認ください。)
- * 2 柏団地はC・D棟のみ入居者用駐車場(軽自動車のみ)が設置されております。A・B棟については障害者用駐車場が設置されております。
- ・家賃は毎年、入居者の収入等に応じて変動します。
- ・学区については必ず教育委員会で確認してください。
- ・柏原団地の入居希望者(単身世帯)で高齢者向生活援助員付(シルバーハウジング)にお申込みの方は柏原団地の一般住宅への申し込みはできません。

市営住宅位置図

